

グリーンボーナス認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都心部において企業や市民との協働で花や緑豊かなまちづくりを推進することを目的とし、緑化や環境に配慮したビル計画に対して各種インセンティブ（以下「グリーンボーナス」という。）を付与するため、当該ビル計画の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定)

第2条 グリーンボーナスを受けようとする者は、策定したビル計画（令和17年12月31日迄に竣工見込みのものに限る。）について、市長に対し申請を行い、グリーンボーナスの認定（以下「認定」という。）を受ける必要がある。

(認定委員会)

第3条 市長は、認定の適否等について審議するため、グリーンボーナス認定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成、運営等については、別に定める。

(認定要件)

第4条 市長は、認定申請のあったビル計画が、次に掲げる事項に適合するビル計画である場合は、緑あふれる魅力的なビルとして認定を行うものとする。

- (1) まちに潤いを与える木陰や花、目に映える立体的で豊富な緑化
- (2) 持続可能で未来につながる環境配慮
- (3) 周辺ビルや道路、公園等とのみどりのつながりを意識したデザイン性の高いビル

(インセンティブ)

第5条 認定を受けたビル計画については、次の事項について所定の手続を経て、グリーンボーナスとして「容積率緩和制度(都心部機能更新誘導方策)の拡大」を受けることができる。但し、特定行政庁の許認可を別途必要とする。

(申請者)

第6条 認定を申請することができる者は、都心中心部エリア(天神交差点および博多駅から半径約500m)において、本ボーナスの趣旨に適合するビル計画を策定する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は認定の対象としない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者（団体が法人である場合にあってはその役員）となっている団体
- (2) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(認定の手続)

第7条 認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、グリーンボーナス認定に

向けて、ビル計画の内容を事前に協議・調整するため、事前協議申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 事前協議が整った後、申請者は、申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、認定の申請に係る建築物が第4条各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときに限り、認定することができる。
- 4 市長は、認定したときは、申請者に対し認定証（様式第3号）を交付するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により認定したときは、その旨を公表するものとする。

（変更等の届出）

第8条 認定を受けたもの（以下「認定事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合には届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項の申請書又は当該申請書に添付した関係書類の記載事項を変更しようとするとき。
- (2) 当該認定に係る建築物の建設等を中止したとき。

（認定の取消）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 都心部機能更新誘導方策の活用による容積率緩和に向けた取組みを実行しない場合
 - (2) 認定された計画の事業が大幅に延期される等、グリーンボーナス認定の実施期間内での竣工が明らかに見込めない場合
- 2 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合には、認定事業者がその責めを負うものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表する。

（実施期間）

第10条 グリーンボーナス制度の実施期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。ただし、特段の事情がある場合については、市はその実施期間を変更することができる。

（立入検査等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に報告をさせ、又は関係職員にその事業所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

グリーンボーナス認定 事前協議申出書

年 月 日

(宛先)

福岡市長

氏名

申請者 住所

電話番号

グリーンボーナス認定制度要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて事前協議の申し出をいたします。

- 1 事業名称
- 2 所在地
- 3 計画敷地面積
- 4 計画延床面積（容積率対象）
- 5 工事期間（予定）

(添付資料)

- ビル計画の概要
- 位置図（福岡市都心部エリアの明示）
- 配置図
- 平面図（各階）
- スケジュール（竣工日がわかるもの）
- その他

グリーンボーナス認定 申請書

年 月 日

(宛先)

福岡市長

氏名

申請者 住所

電話番号

グリーンボーナス認定制度要綱第7条第2項の規定により、事前協議が整ったため、グリーンボーナス認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

- 1 事業名称
- 2 所在地
- 3 計画敷地面積
- 4 計画延床面積（容積率対象）
- 5 工事期間（予定）

(添付資料)

- グリーンボーナス認定要件に適合するビル計画であることが確認できるコンセプト資料（パースなど）
- 位置図
- 配置図
- 平面図（各階）
- スケジュール（竣工日がわかるもの）
- その他

様式第3号(要綱第7条第4項関係)

グリーンボーナス認定証

年 月 日

様

福岡市長
(住宅都市みどり局都心創生部都心創生課)

グリーンボーナス認定制度要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

1 通知の内容

認定

認定の変更

認定の軽微な変更

認定の延長

認定の取消し

2 申請年月日 年 月 日

3 事業名称及び所在地

4 認定番号 第 号

5 認定年月日 年 月 日

備考

グリーンボーナス認定 変更申請書

年 月 日

(宛先)
福岡市長

氏名

申請者 住所

電話番号

グリーンボーナス認定制度要綱第 8 条の規定に基づき、認定の(変更・軽微な変更・延長・取消し)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

変更理由

変更前

変更後

(添付資料)

- 変更等の理由を簡潔に記載してください。
- 取消しの場合は、地域住民等への周知状況及びその意向を確認したことが確認できる書類を添付してください。